

令和4年第4回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和4年4月27日（水）
招 集 の 場 所	日進市役所南庁舎2階 第5会議室
開 会	令和4年4月27日（水） 14時57分
出 席 委 員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 12人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠 席 委 員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村 瀬 厚 係長 今 井 康 太 主事 津 田 卓 也 主事 増 田 成 美

<p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(14:57)</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和4年第4回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>(異動職員の紹介)</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>傍聴の確認をする。</p> <p>傍聴者なし。</p> <p>それでは令和4年第4回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に4番の牧正行委員と、5番の伊藤修委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>2番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、三本木保育園から西に約250メートルの位置に所在しており、現況は畑で作付けはされておらず、面積は2筆合計で761㎡です。</p> <p>申請者は、名古屋市守山区にお住まいです。</p> <p>この案件は、令和4年2月の農業委員会で競売に伴う買受適格証明願について諮らせていただいた案件となっており、今回の申請者が最高価格申込者となったため、農地法第3条の許可申請をするものになります。</p> <p>申請者は、夫と長男夫婦の4人で営農しており、年間150日程度農作業に従事し、農作業歴は20年程になります。</p> <p>農業用機械は、草刈り機、耕うん機、ユンボを所有しています。</p> <p>この度、申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請者は75歳と高齢ではありますが、体も健康で営農意欲もあり、営農基盤確立のため、農地を管理していく旨の理由書も添付されております。</p> <p>申請地では柿とみかんの栽培を予定しております。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号2番について、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されているため、支障ありません。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p>
--	----------------	---

<p>議長 委員 事務局 委員 事務局</p>		<p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡をこえているため支障ありません。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>遠方から通うことについて距離は問題ないか。</p> <p>距離は14キロ程で、車で25分程度で通える距離にあります。</p> <p>軽トラックなど農業用機械はあるのか。</p> <p>耕運機等所有しているので、果樹の栽培であれば畑作ほど毎日の管理が必要ない為問題ないと判断します。</p>
<p>委員 事務局</p>		<p>譲受理由で公売とあるが、通常に移転方法とに違いがあるのか。</p> <p>手続きの流れが異なります。公売であると土地を税務署が差し押さえます。差し押さえられた物件は税務署が処分する権限を取得するので、土地所有者の意志と関係がなく所有権移転が行われます。</p>
<p>議長</p>		<p>意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号を上程。</p> <p>7番から11番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>7番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、中部大学第一高校から北に約150メートルの位置に所在しており、事業区域面積は21,552㎡で、そのうち農地面積は18筆合計で4,651㎡です。</p> <p>申請者は、昭和53年に成立し、現在豊田市にて砂利製造プラント事業・生コンクリート製造販売事業を行っています。</p> <p>現在、豊田工場において機械や部品の仮置きをしていることにより、大型車約40台分及び従業員用約40台分の駐車場がなく各地に点在する駐車場を利用している状況です。</p> <p>新たに駐車場を確保するにあたり、申請地の土地所有者より使用しても良いという承諾を得られたこと、丸光産商の所有地が多いことから申請地として選定したものになります。</p> <p>排水については、申請地東側の沈砂池兼用調整池に集水して申請地北東側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われ</p>

ます。

続きまして、8番の案件について説明します。

申請地は、日進中学校から東に約240メートルの位置にあり、本郷公民館の真横になります。現況は畑で、面積は200㎡です。

申請者は、現在名古屋市天白区にて妻と子供の3人で暮らしています。

子の出生により、現在の住居が手狭になったこと、今後の家族計画や両親の介護のことを考え本家の近くで分家住宅の建築を計画したのになります。

申請者に自己所有地はなく。両親に相談したところ、父が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したのになります。

排水について汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の最終樹に集水し道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま。

続きまして、9番の案件について説明します。

申請地は、岩藤公民館から南に約260メートルの位置に所在しており、地目は畑で面積は378㎡です。

申請者は、現在日進市内のアパートで夫と二人で暮らしています。

今後の家族計画を踏まえると、現在の住まいでは手狭になるため分家住宅の建築を計画したのになります。

申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ父が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したのになります。

排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま。

続きまして、10番の案件について説明します。

申請地は、三本木保育園から西に約650メートルの位置に所在しており、現況は駐車場で面積は151㎡です。

申請者は、現在、隣接地の他2筆において車両販売及び修理を事業として行っています。

隣接の店舗については、平成14年頃に前使用者が農地法の許可及び都市計画法の許可を得た上で建築しておりますが、今回の申請地については農地法の許可を受けず平成15年頃から駐車場として利用している実態を是正するための申請となります。

店舗北側に3台分の駐車スペースがありますが、修理車両の受け渡しや作業スペースとして利用するため、常時駐車場として利用することはできず、また、従業員用の駐車場及び来客用の駐車場を確保するためや

<p>議長 事務局</p>	<p>むを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水について、雨水は申請地北側の集水桝に集水し、既設道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響はないと思われま</p> <p>続きまして、11番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、南小学校から北東に約760メートルの位置に所在しており、現況は田で作付けはされておらず、面積は2筆合計で426㎡です。</p> <p>申請者は、コンクリートの販売施工、造園業及びリサイクル業を行っています。</p> <p>転用目的は、造園業の資材置場として利用するものです。</p> <p>現在の主な事業はコンクリートの販売施工事業ですが、近年の燃料費の高騰に伴う材料費・運送費の高騰によりコンクリートに関する事業に関して厳しい経営を強いられており、材料費や燃料費の増加の影響を受けにくい造園業の拡充をはかるため、今回申請に至ったものになります。</p> <p>申請地の土地所有者より、使用しても良いとの承諾を得ることができたため、申請地を選定したものになります。</p> <p>排水については、周囲にフェンスを設置し雨水は自然浸透するため周囲の農地に対する影響もないと思われま</p> <p>議案第2号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号7番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は砂利採取後駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年6月1日から令和8年5月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、砂利採取法、砂防法、宅地造成規制法、土壌汚染対策法、森林法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、山林と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p>
-------------------	---

		<p>受付番号8番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年7月1日から令和4年12月16日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号9番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年6月27日から令和4年10月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号10番について、権利の種類は賃貸借権の設定、転用目的は駐車場として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については造成済みのため該当ありません。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当あり</p>
--	--	--

		<p>ません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、平成15年に造成が終了しています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号11番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年6月1日から令和4年8月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>11番について、工事が始まっていると聞いたが、通報があったのか。事務局で現地確認をした際に、着手していたので中止させました。</p> <p>7番について、工事車両の出入り口はどこになるのか。県道からはいれるのか。</p> <p>この場所は今回の転用許可申請以前に砂利採取事業を行っていた場所で、県道からの出入り口が設置されております。現状山林となっている土地を含めた作業区域が設定されています。</p> <p>土砂の搬出はするが、搬入はありません。</p> <p>山であったところがなくなって、駐車場になるということか。</p> <p>全部の山がなくなるわけではないですが、事業者は点在する自社の車</p>
	<p>議長 委員 事務局 委員 事務局</p>	

事務局 委員		<p>両駐車場を集約するというものです。</p> <p>区域内の水の処理はどうなっているか。</p>
事務局 委員		<p>沈砂池を設けた後に東側の排水路に排水します。</p> <p>地目は宅地か雑種地になるのですか。</p>
事務局 委員		<p>駐車場利用であれば、地目は雑種地と登記されることとなります。</p> <p>事業者は、一時的に駐車場にして、その後宅地化するという事は考えられるか。</p>
事務局 委員		<p>この事業区域の山林地目は、事業者の所有地となっており、その中の農地地目の許可を受けようとするものであり、許可が得られなければ所有権移転はできません。その後他者への売却がされるかどうかはわかりかねます。</p>
事務局 委員		<p>10番について、駐車場として利用しているものとあるが、無断転用のペナルティはあるのか。</p>
事務局 議長		<p>始末書の提出をしてもらっております。</p> <p>その他意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
事務局 議長		<p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
事務局 議長		<p>続いて、議案第3号を上程。</p> <p>2番・3番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>2番の案件について説明します。</p>
事務局 議長		<p>申請地は、プライムツリー赤池から南に約500メートルの位置に所在する1筆になります。</p>
事務局 議長		<p>この生産緑地は、赤池町に居住していた申請者の祖母が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和3年7月に死亡し、申請者が相続しました。</p>
事務局 議長		<p>今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請になります。亡くなられた申請者の祖母が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われまます。</p>
事務局 議長		<p>続きまして、3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、西小学校から南に約460メートルの位置に所在する1筆になります。</p>
事務局 議長		<p>この生産緑地は、浅田町に居住する申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、著しい疾患による故障のため農作業ができない旨の診断が出ています。</p>
事務局 議長		<p>故障による解除を見据えての申請ですが、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われまます。</p>

議長		<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第4号を上程。</p> <p>事務局に説明を求める。</p> <p>議案第4号について説明します。</p> <p>農業委員会の令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検評価と令和4年度の目標設定について要点を説明します。</p>
事務局		<p>1 ページ、経営耕地面積ですが42haの減少となっています。</p> <p>総農家数は121戸の減少となっています。</p> <p>販売農家数は101戸の減少となっています。</p> <p>以上は農林業センサスに基づいての数値です。</p> <p>認定農業者数は現時点で10経営となっています。昨年から3経営増加しています。</p> <p>農業参入法人数は8法人増加となっています。</p> <p>2 ページ、農地の集積面積は1ha増加し200haです。集積率は46.3%となっています。</p> <p>3 ページ、令和3年度新規参入者数は10経営体で前年の3経営体より増加しています。</p> <p>4 ページ、遊休農地面積は1ha減少となっています。</p> <p>5 ページ、違反転用面積に変動はありません。</p> <p>9 ページからは令和4年度最適化活動の目標設定についてです。</p> <p>10 ページ、令和13年度の農地の目標集積率は80%としています。目標年度と目標集積率は愛知県の目標に倣っています。</p> <p>今年度の目標新規集積面積は5haとし、今年度末の目標集積率は47.3%です。</p> <p>緑区分の遊休農地の解消目的面積は2.5haです。</p> <p>推進委員等が行う最適化活動の目標活動日数は月8日間です。</p> <p>活動強化月間は年3回以上です。</p> <p>新規参入相談会への参加回数は1回です。</p> <p>議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>最適化活動はいつからか。</p> <p>4月から始めていきたいと考えています。</p> <p>8日間の最適化活動には手当がつくのか。</p> <p>現行の報酬内での活動となります。農業委員の報酬が今より上がる制</p>
議長 委員		

<p>事務局 委員 事務局</p>	<p>事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 議長</p>	<p>度はあるが、条例改正を要しますし、活動内容をより詳細に記録することになります。</p> <p>制度を一度勉強してみたい。</p> <p>承知しました。</p> <p>最適化活動は2人で活動してもよいか。</p> <p>2人で活動してもよいです。</p> <p>青色申告の相談受付は最適化活動に計上してよいのか。</p> <p>最適化活動には含まれないものと考えております。</p> <p>総農家数が減っているが、相続によって分散するなどの理由か。</p> <p>この減少数は農林業センサスの数値ですので、理由はわかりません。</p> <p>意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第4号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>専決第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、1件の提出がありました。</p> <p>専決第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出」については、12件の提出がありました。</p> <p>専決第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」については、2件の提出がありました。</p> <p>いずれも備考欄の日付にて事務処理を完了しています。</p> <p>専決の内容について委員に対して意見、質問を求める、</p> <p>(意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。</p> <p>(事務連絡)</p> <p>農業委員会長・事務局長会議への出席確認。</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>次回の農業委員会</p> <p>令和4年5月30日(月)午後3時</p> <p>本庁舎4階第2会議室</p> <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
<p>議長</p>	<p>(16:25)</p>	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日

議事録署名者 4番委員

議事録署名者 5番委員